

総合医療保障プラン

リリース

保険期間

2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時まで1年間。新規加入（被保険者、またはオプションの追加を含む）、または上記保険期間中に変更となる場合は補償開始時刻が午前0時です。

リリースはこんなとき皆さまのお役に立ちます！

子どもが部活で
ケガをした！

⇒ケガの治療費



組合員ご本人が
転んで骨折し、入院した！

⇒ケガの治療費
⇒お給料の補てん



買い物の時に
ケータイを落として
こわした！

⇒携行品の修理代



妻が乳ガンで
入院した！

⇒病気の治療費

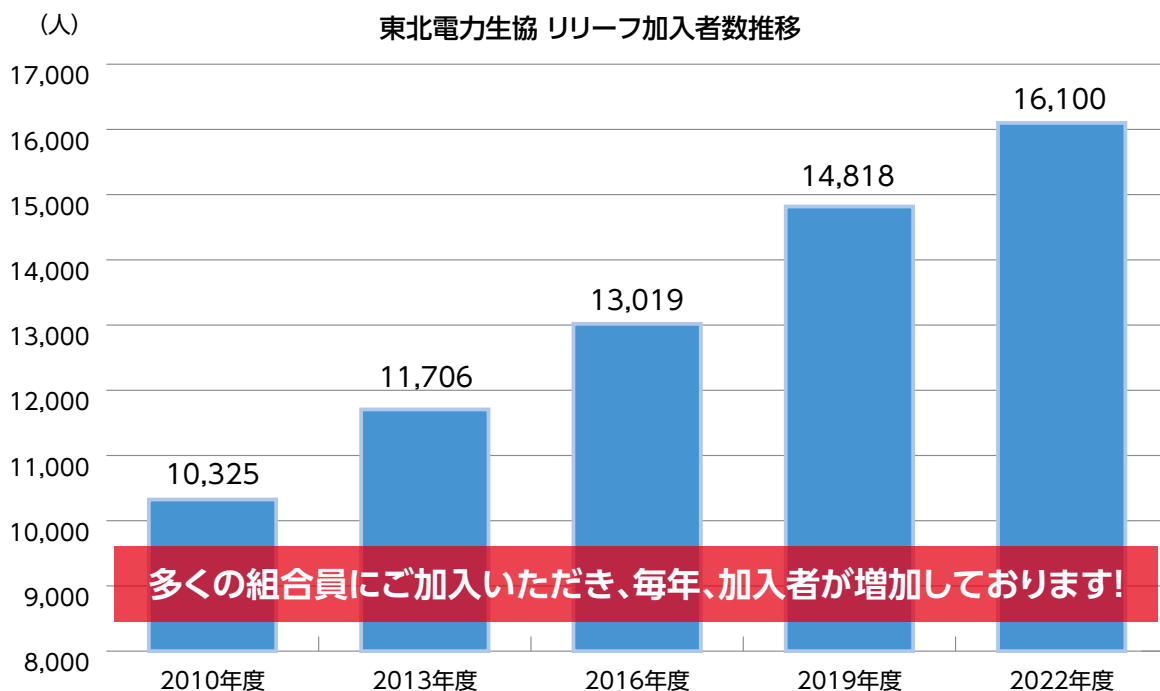


保険料は全国電力生協連のスケールメリットによる割引が適用されています。

割引率がなんと **約62%割引**

全国の電力関連産業で働く約21万人が
加入されている保険です。

生協ホームページ
動画もご覧ください

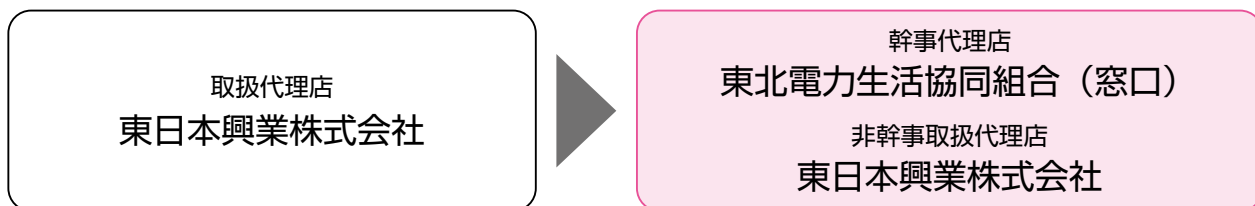


2023年度の変更点について

1. 東北電力生協が幹事代理店としてリリーフの取扱いを開始します！

東北電力生協が幹事代理店として、東日本興業が非幹事代理店として共同募集を行います。

加入者の皆さまの窓口は東北電力生協が行い、リリーフで事故が発生した際には、東日本興業と連携を取り、これまでと変わらぬ事故対応を心がけますので、何卒よろしくお願いいたします。



2. ベストプランの長期所得補償(GLTD)がバージョンアップします！ (P36～37)

医療の進歩により、三大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）は入院治療から通院治療に変化しており、通院治療しながら早期に復職するケースが増えています。

このような背景を受け、これまで、長期所得補償（GLTD）は保険金お支払いの対象となるには、1年間（免責期間中）、業務に全く従事できない状況である必要がありましたが、今後は、「時短勤務となった」、「以前していた残業ができなくなった」など、三大疾病が原因で業務に一部従事できなかった場合でもお支払いの対象となります。

3. 医療オプションの三大疾病診断が五大疾病一時金にバージョンアップします！ (P42)

三大疾病診断は、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中と診断された場合に一時金をお支払いしておりましたが、五大疾病一時金はガン、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患に関して保険金をお支払いします。

三大疾病診断にご加入の皆さまは、五大疾病一時金への加入に移行します。

■補償拡大のイメージ

項 目		三大疾病診断	五大疾病一時金
ガン(悪性新生物)		○	○
急性心筋梗塞		○	○
心疾患 ワイド!	虚血性心疾患(狭心症等)	×	○
	肺塞栓症(エコノミークラス症候群)	×	○
	心筋症	×	○
	不整脈	×	○
	心不全	×	○
脳血管疾患	くも膜下出血	○	○
	脳内出血	○	○
	脳梗塞	○	○
ワイド!	上記以外(もやもや病等)	×	○
NEW	高血圧性疾患	×	○
	糖尿病	×	○

※ 2. と 3. のバージョンアップにより、保険料に変更があります。

東北電力生協がおすすめる加入例

1 20代 独身者向け



社会人として責任を持ち始める年代。レジャーに関するリスクを中心に保険で備えましょう。

「ケガ」、「賠償責任」、「携行品」のリスクを中心に、最低限の病気の補償に備えましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	個人向け ベーシックプラン17コース + 借家人賠償
本人・家族医療	2,000円
月払保険料	1,410円

〈20歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額
基本補償	傷害 (本人)	死亡・後遺障害 300万円
		入院日額 5,000円
		通院日額 3,000円
		手術補償(入院中) 5万円
	日常生活賠償	3億円
	携行品損害	20万円
	借家人賠償	1,000万円
本人・ 家族医療	入院日額	2,000円
	病気による手術	実費100万円まで

3 40代 夫婦+子(住宅ローン有)向け



お仕事では、職場で中心的な役割を担い、ストレスもたまる年代。家族も成長し、学費など支出も多くなります。病気が心配になる世代。医療補償を充実させましょう。長期間、就業できないリスクも念頭に所得補償、長期所得補償を見直しましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	家族向け ベストプラン2コース
本人・家族医療	6,000円
月払保険料	9,818円

〈40歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額
基本補償	傷害 (本人) ^{※1}	死亡・後遺障害 1,000万円
		入院日額 10,000円
		通院日額 6,000円
		手術補償(入院中) 10万円
	日常生活賠償	3億円
	携行品損害	20万円
	所得補償	日額6,000円
	長期所得補償	月額10万円
本人・ 家族医療 ^{※2}	入院日額	6,000円
	病気による手術	実費100万円まで

※1 家族の保険金額はP38をご参照ください。 ※2 本人・家族医療に組合員本人のみ加入した場合

ご自身のライフステージに合わせ、加入コースを検討しましょう！

2 30代 夫婦向け



結婚し家族への責任が発生します。家族が増えたら、個人向けコースから家族向けコースに変更しましょう。また、働けなくなるリスクに備え、所得補償、長期所得補償に加入しましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	家族向け ベストプラン1コース
本人・家族医療	4,000円
月払保険料	4,902円

〈30歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額
基本補償	死亡・後遺障害	500万円
	入院日額	5,000円
	通院日額	3,000円
	手術補償(入院中)	5万円
	日常生活賠償	3億円
	携行品損害	20万円
	所得補償	日額3,000円
本人・ 家族医療 ^{※2}	長期所得補償	月額10万円
	入院日額	4,000円
	病気による手術	実費100万円まで

4 60代 子ども独立し、夫婦のみ向け

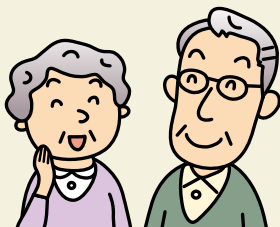


退職とともに、所得補償に備える保険は加入できなくなります。入院のリスクが高まり、介護が気になる年代に。これまで加入していた医療補償をベースに、介護補償にも加入しましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	家族向け ベーシックプラン7コース
本人・家族医療	4,000円 +介護一時金+介護年金
月払保険料	8,470円

〈60歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額
基本補償	死亡・後遺障害	500万円
	入院日額	5,000円
	通院日額	3,000円
	手術補償(入院中)	5万円
	日常生活賠償	3億円
	携行品損害	20万円
	入院日額	4,000円
本人・ 家族医療 ^{※2}	病気による手術	実費100万円まで
	介護一時金(要介護2)	200万円
	介護年金(要介護2)	120万円

ステップ

1

基本補償

リリースの選べる **3** つのプラン（ベストプラン、ベター

ベストプラン（1～3、11～13コース）

ベタープラン（4～6、14～16コース）

ベーシックプラン（7～9、17～19コース）

全プラン共通の 4 つの補償

●ケガの補償(傷害)

天災危険補償つき
(天災事故時の上乗せ部分)

国内・国外を問わず、日常生活における様々なケガを補償します。
(支払保険金(見込) 30万円以下の場合は、原則診断書の提出が省略できます。)

●自身の持ち物への補償(携行品)

自己負担額
一事故3,000円

保険期間中
20万円限度

外出先での偶然な事故により携行品を落として壊したり、盗まれたりした場合等の損害を補償します。

●他人への賠償(日常生活賠償)

示談交渉サービス
(国内事故のみ)

3億円限度

日常生活において、ご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした場合等の法律上の賠償責任を補償します。
※各自治体の条例による自転車賠償保険加入義務化にも対応します。

●自身が被害に遭った時の補償(被害事故)

国内外においてご本人やご家族の方がひき逃げ事故などにあい、死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合に、1事故1,000万円限度に補償します。

個人コースに加入してもご家族が補償対象になります!

給与の補償

1年目

所得補償

日本国内外問わず病気やケガで医師の指示により連続5日以上会社を休んだ場合に**休職初日から最長1年間**を限度にお支払いします。

- ◆入院のみならず、医師の指示による**自宅療養**も補償
- ◆約款所定の精神障害や地震等の天災によるケガでの就業不能の補償
- ◆妊娠に伴う身体障害(「療養の給付」等の対象となる妊娠、出産、早産または流産)による就業障害も補償

リニューアル

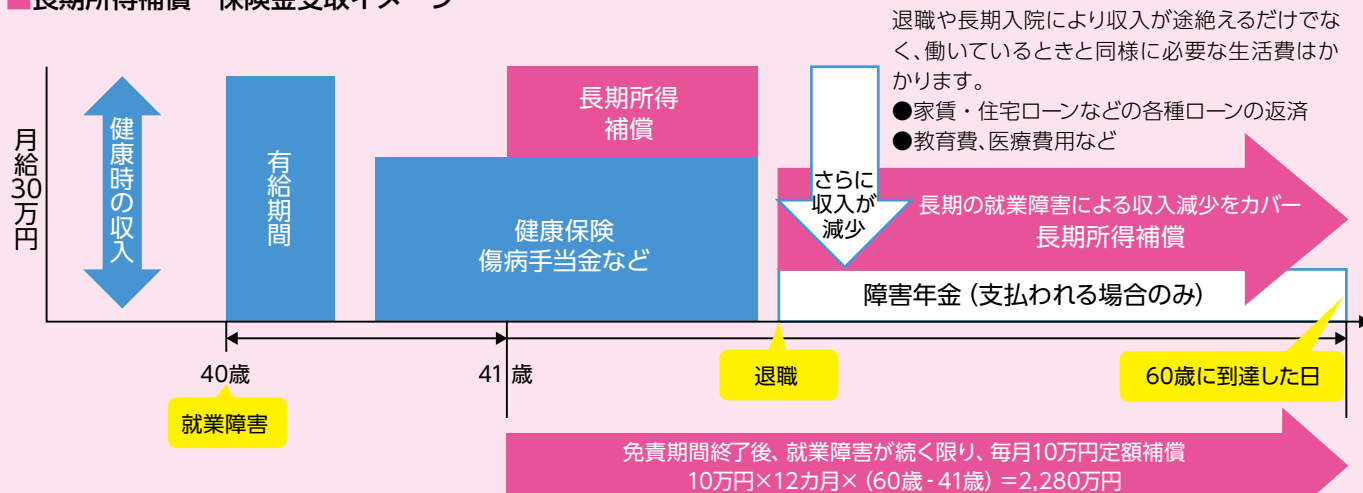
2年目

長期所得補償

日本国内外問わず、ベター害発生から**366日以降、最**

- ◆入院のみならず、医師の指示
- ◆地震等の天災によるケガで
- ◆精神障害(統合失調症、躁病、
- ◆**就業障害定義が緩和されま**

■長期所得補償 保険金受取イメージ



就業障害が続く限り、傷病手当金受給、障害年金(支払われる場合のみ)の有無にかかわらず、**60歳まで定額補償されます!**

基本補償オプション

プラン、ベーシックプラン)



自転車条例にも
対応します！

から最長60歳まで

(GLTD)

プランの「所得補償」ではカバーできない就業障
長60歳までを限度にお支払いします。

による自宅療養も補償
の就業障害の補償

うつ病、パニック障害等)について最長2年まで補償
した。



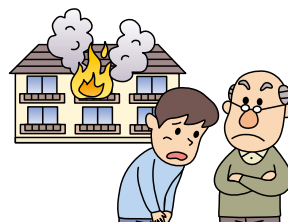
借家人賠償 キッズ借家人賠償※

日本国内で、賃貸マンション、借家(社宅・寮を含み
ます)などにお住まいの方が、破損や汚損等により借
りている個室に損害を与えた場合、貸主に対する法
律上の損害賠償責任等を補償します。

1事故につき1,000万円 or 2,000万円
(修理費用補償は100万円限度)

※キッズ借家人賠償については傷害死亡・後遺障害補償あり

- 賃貸住宅、寮に入居の方は大家さんから加入を求め
られることがあります。
- 一人暮らしのお子さまにキッズ借家人賠償を！



ホールインワン・ アルバトロス費用



日本国内のゴルフ場において、ゴルフの競技中にホール
インワン・アルバトロスを達成し、慣習として記念品購入
費用や祝賀会費用等を負担した場合に補償します。
キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホール
インワンまたはアルバトロスについては、P128～129
をご参照ください。

1事故につき30万円 or 50万円

■就業障害定義緩和(三大疾病) 特約の補償イメージ図

免責期間中(365日)

免責期間終了後

業務に全く従事できない



これまで

これから

補償開始

補償開始

パターン1

交通事故で入院

業務に一部従事
できない



病院で治療を
受けながら仕事



×

補償開始

パターン2

がんを通院に
より治療

業務に全く
従事できない



業務に一部
従事できない



×

補償開始

パターン3

脳卒中で入院、
退院後リハビリ通院

基本補償

正式名称
〈長期所得補償以外〉団体総合生活補償保険(標準型)
〈長期所得補償〉団体長期障害所得補償保険

家族向けコース一覧

ご家族の人数が何人でも保険料は同一です。

- 保険期間1年
- 適用割引^(※1)：団体割引30%、大口契約割引10%、優良割引40%
- 所得補償：免責（フランチャイズ）期間4日、てん補期間1年
- 長期所得補償：免責期間365日、てん補期間60歳に達した日まで^(※2)

補償内容			ベストプラン			ベタープラン			ベーシックプラン		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
死亡補償	ケガ ^(※3)	本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		家族 ^(※5)	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人	500万円			500万円			500万円		
		家族 ^(※5)	450万円			450万円			450万円		
後遺障害補償 (最高補償額)	ケガ ^(※3)	本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		家族 ^(※5)	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人	500万円			500万円			500万円		
		家族 ^(※5)	450万円			450万円			450万円		
手術補償	ケガ ^(※3)	本人・家族 ^(※5)	入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5（倍）								
	ケガ・天災 ^(※4)	本人・家族 ^(※5)	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10（倍）								
入院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3)	本人・家族 ^(※5)	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人・家族 ^(※5)	5,000円			5,000円			5,000円		
通院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3)	本人・家族 ^(※5)	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人・家族 ^(※5)	3,000円			3,000円			3,000円		
被害事故補償	ケガ ^(※3)	本人・家族	1,000万円			1,000万円			1,000万円		
所得補償 ^(※6,7)	病気・ケガ	本人	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	—		
長期所得補償 ^(※7)	病気・ケガ	本人	月額10万円			—			—		
日常生活賠償 ^(※8)		本人・家族	3億円限度			3億円限度			3億円限度		
携行品損害 ^(※8)		本人・家族	20万円限度			20万円限度			20万円限度		

(※1) 補償項目によっては一部の割引が適用されません。(※2) 60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。免責期間の終了日の場合も含みます。ただし、精神障害による就業障害の場合はてん補期間にかかわらず、24ヵ月が限度となります。(※3) 「ケガ」に記載された補れています。(※5) 配偶者・親族1人あたりの補償金額です。(※6) 所得補償の保険金額は月額で設定されており、1ヵ月を30日として計算しをお決めいただく必要がありますので、詳細はP122「契約概要のご説明1. (5) 引受条件」をご覧ください。(※8) 日常生活賠償、携行品損害

			1	2	3	4	5	6	7	8	9
月払保険料 (単位：円)	組合員本人満年齢 (単位：歳)	17～19歳	3,816	6,656	9,496	3,430	6,270	9,110	2,980	5,390	7,780
		20～24	3,966	6,956	9,946	3,580	6,570	9,560			
		25～29	4,050	7,100	10,140	3,630	6,680	9,720			
		30～34	4,292	7,512	10,712	3,790	7,010	10,210			
		35～39	4,592	7,962	11,312	3,950	7,320	10,670			
		40～44	5,058	8,648	12,218	4,160	7,750	11,320			
		45～49	5,610	9,420	13,190	4,360	8,170	11,940			
		50～54	5,940	9,860	13,770	4,490	8,410	12,320			
		55～59	6,030	10,020	14,010	4,560	8,550	12,540			
		60～64	—			4,590	8,610	12,620			
		65～69	—			4,960	9,350	13,720			
		70～	—			—					

※保険料は、保険始期日（2023年12月1日）時点の満年齢によります。 ※保険料は男女共通です。

※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

加入可能年齢

- ・基本補償の各コースには年齢制限があります。加入可能年齢の上限に達すると、それぞれ以下の通り自動で移行いたします。

		本人の加入可能年齢		加入コースの移行について
		新規	継続	
基本補償	ベストプラン (1～3・11～13コース)	59歳 [*]		ベストプランにご加入で60歳 [*] に方なられた方はベタープランに移行いたします。
	ベタープラン (4～6・14～16コース)	69歳 [*]		ベタープランにご加入で70歳 [*] に方なられた方はベーシックプランに移行いたします。
	ベーシックプラン (7～8・17～18コース)	制限なし		—
	ベーシックプラン (9・19コース)	69歳 [*]		ベーシックプラン9・19コースにご加入で70歳 [*] になられた方はそれぞれ8・18コースに移行いたします。

※2023年12月1日時点での満年齢です。

個人向けコース一覧

組合員ご本人のみ加入可能です。

- 保険期間1年
- 適用割引^(※1)：団体割引30%、大口契約割引10%、優良割引40%
- 所得補償：免責（フランチャイズ）期間4日、てん補期間1年
- 長期所得補償：免責期間365日、てん補期間60歳に達した日まで^(※2)

補償内容			ベストプラン			ベタープラン			ベーシックプラン		
			11	12	13	14	15	16	17	18	19
死亡補償	ケガ ^(※3)	本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	300万円	600万円	900万円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人	500万円			500万円			300万円		
後遺障害補償 (最高補償額)	ケガ ^(※3)	本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	300万円	600万円	900万円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人	500万円			500万円			300万円		
手術補償	ケガ ^(※3)	本人	入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5（倍） 入院中の手術：傷害入院保険金日額×10（倍）								
	ケガ・天災 ^(※4)	本人									
入院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3)	本人	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人	5,000円			5,000円			5,000円		
通院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3)	本人	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	ケガ・天災 ^(※4)	本人	3,000円			3,000円			3,000円		
被害事故補償	ケガ ^(※3)	本人・家族	1,000万円			1,000万円			1,000万円		
所得補償 ^(※6,7)	病気・ケガ	本人	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	—		
長期所得補償 ^(※7)	病気・ケガ	本人	月額10万円			—			—		
日常生活賠償 ^(※8)		本人・家族	3億円限度			3億円限度			3億円限度		
携行品損害 ^(※8)		本人	20万円限度			20万円限度			20万円限度		

翌日から60歳に達した日までの期間が3年に満たない被保険者についてはてん補期間を3年とし、就業障害が発生した時点で60歳に到達している償金額は、「ケガ・天災」^(※4)の補償金額を足し合わせた金額です。^(※4)「ケガ・天災」の補償金額部分には、天災危険補償特約がセットされた額を日額として表示しています。^(※7)補償金額の設定については、公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、適切な保険金額については補償内容が同様の保険契約がある場合、補償の重複が生じることがあります。（詳細はP123をご覧ください。）

			11	12	13	14	15	16	17	18	19
月払保険料 (単位：円)	組合員本人満年齢 (単位：歳)	17～19歳	1,846	2,976	4,106	1,460	2,590	3,720	910	1,530	2,160
		20～24	1,996	3,276	4,556	1,610	2,890	4,170			
		25～29	2,080	3,420	4,750	1,660	3,000	4,330			
		30～34	2,322	3,832	5,322	1,820	3,330	4,820			
		35～39	2,622	4,282	5,922	1,980	3,640	5,280			
		40～44	3,088	4,968	6,828	2,190	4,070	5,930			
		45～49	3,640	5,740	7,800	2,390	4,490	6,550			
		50～54	3,970	6,180	8,380	2,520	4,730	6,930			
		55～59	4,060	6,340	8,620	2,590	4,870	7,150			
		60～64	—			2,620	4,930	7,230			
		65～69	—			2,990	5,670	8,330			
		70～	—			—					

※保険料は、保険始期日（2023年12月1日）時点の満年齢によります。 ※保険料は男女共通です。

※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

基本補償オプション

借家人賠償 (※詳しくはP127～128をご参照ください)					(単位：円)
補償金額				月払保険料	
すべてのコースにセットできます 組合員本人向け (借家人賠償)	借家人賠償補償	1,000万円限度	修理費用補償	100万限度	180
		2,000万円限度		100万限度	350
家族向けコースにセットできます 一人暮らしのお子さま向け (キッズ借家人賠償) ※キッズ借家人賠償には、右記補償に加え、ケガによる死亡・後遺障害補償(保険金額50万(天災危険補償特約セット))が自動セットされています。	借家人賠償補償	1,000万円限度	修理費用補償	100万限度	220
		2,000万円限度		100万限度	390

ホールインワン・アルバトロス費用 (本人のみ) (単位：円)	
すべてのコースにセットできます 30万円限度・50万円限度の どちらかをお選びください	
補償金額	月払保険料
30万円限度	150
50万円限度	240

本人・家族医療に加入希望の方は次のページへ

ステップ2 本人・家族医療

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ①の基本補償にご加入いただく必要があります。

病気やケガの治療のために入院された場合、手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

加入可能年齢(本人・家族医療／介護補償を除く医療オプション) ※年齢は2023年12月1日時点の満年齢です。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ●本人・配偶者 | 新規69歳、継続89歳 |
| ●同居の親族・別居の未婚の子・同居の両親 | 新規69歳、継続69歳 |

補償内容・補償金額

入院保険金(病気・ケガ)

- ・保険期間中の事故による**ケガ**のため、**入院**された場合に、保険金を支払います。
- ・**保険期間の開始後に発病した病気**のため、**入院**された場合に、保険金をお支払いします



入院日額コース

いずれか1つを選択

- | |
|---------|
| 2,000円 |
| 4,000円 |
| 6,000円 |
| 8,000円 |
| 10,000円 |

- 《ご注意点》①2023年12月1日時点で69歳以下の方が新規加入いただけます。
 ②組合員本人・配偶者で70歳以上の方は、入院日額は、2,000円または4,000円のみとなります。
 ※組合員本人、配偶者以外で70歳以上の方は、新規・継続での加入はできません。

〈本人・家族医療の3つのポイント〉

Point① 病気の場合、疾病入院保険金に加えて **手術日以降の実費※を100万円** まで補償(ケガは除く)!!
 (手術日以降の実費とは、手術費、治療費、食事療養標準負担額、差額ベッド代、病衣代等です。)
 ※日帰り手術の場合は、手術当日に負担した費用となります。

差額ベッド代も対象!!

Point② **日帰り入院** から補償!!



Point③ 支払限度日数が1回の入院について **365日** と安心補償!!

お支払いする保険金

病気による入院	疾病入院保険金日額×入院日数(365日限度、支払対象期間1,000日)
※1 ケガによる入院	入院保険金日額×入院日数(365日限度、事故日から180日以内に入院した場合)
病気による手術	疾病入院保険金日額に関わりなく、① 定額4万円 (入院中以外の手術は 1万円) ②手術日以降の 実費100万円限度 ※2 の両方 が受け取れます
※1 ケガによる手術	入院中の手術：入院保険金日額× 10 (倍) 入院中以外の手術：入院保険金日額× 5 (倍) のどちらか が受け取れます

※1 天災危険補償特約がセットされています。

※2 P132～133 手術費用保険金「保険金のお支払額」をご確認ください。

ステップ3 医療オプション

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ②の本人・家族医療にご加入いただく必要があります。

医療オプションは本人・家族医療に加え、ご家族お一人お一人に合わせて、ご希望の補償をお選びいただけます。

(医療オプションの説明はP43まで続きます。)

補償内容・補償金額

女性必見



女性特定疾病2倍支払

女性特定疾病で入院された場合に、**疾病入院保険金**（ステップ②の本人・家族医療）を**2倍**にしてお支払いします。また医療オプションの傷害・疾病長期入院、疾病退院後通院も合わせてご加入された場合には、**疾病長期入院保険金**、**疾病退院後通院保険金**についても**2倍**にしてお支払いします。

★乳がんや子宮頸がんだけでなく次のがん・病気も対象となります。詳細はP141～142(別表2)「女性特定疾病2倍支払特約における女性特定疾病の範囲」をご覧ください。

〈がん〉 胃がん、肺がん、大腸がん等	〈女性特有の病気〉 卵巣機能障害、子宮内膜症等
〈女性に多い病気〉 鉄欠乏症貧血、甲状腺障害、関節リウマチ、低血圧症、胆石症、膀胱炎等	〈妊娠、出産にまつわる症状〉 流産、子宮外妊娠等

傷害・疾病長期入院

病気やケガによって入院され、その状態が**90日以上継続した場合**に保険金をお支払いします。

★90日／180日／270日／360日経過後の最高4回お支払い可能です。



補償金額
30万円
(1回につき)

疾病退院後通院

病気のため入院した後に、その**入院の原因となった病気の治療を目的とする通院の場合**に保険金をお支払いします。

★退院後180日以内の通院が対象です。なお支払限度日数は90日となります。



通院1日につき
2,000円

葬祭費用

病気やケガによって亡くなられ、**ご遺族が葬祭費用を負担された場合**にお支払いします。



実費で
200万円限度

先進医療費用 (がん以外の先進医療も対象)

病気やケガの治療のため、国内で先進医療を受けられた場合に、先進医療に要する**費用・交通費・宿泊費***をお支払いします。

※宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。



実費で
1,000万円限度
(保険期間通算)

ステップ

3

医療オプション

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ②の本人・家族医療にご加入いただく必要があります。

五大疾病一時金

従来の三大疾病診断から五大疾病一時金に補償を拡大しました!!
三大疾病診断にご加入の皆さまは、五大疾病一時金への加入に移行します。
下表の支払要件を充足した場合に一時金をお支払いします。

リニューアル

病名	保険金をお支払する要件
ガン (上皮内新生物含む)	ガンに罹患して治療した場合。
心疾患	心疾患を発病し、その心疾患の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、その脳血管疾患の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。
糖尿病	糖尿病を発病し、その糖尿病の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。
高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病し、その高血圧性疾患の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。

ワイド!

ワイド!

NEW

NEW

- ・保険期間内での支払限度額は五大疾病一時金を上限とします。ただし、保険期間内に糖尿病と高血圧性疾患の一時金の両方を受け取ることができません。
- ・既に糖尿病や高血圧性疾患で罹患されている方も他の病気同様に1年の継続加入があれば支払対象となります。

一時金額

100万円

200万円

300万円

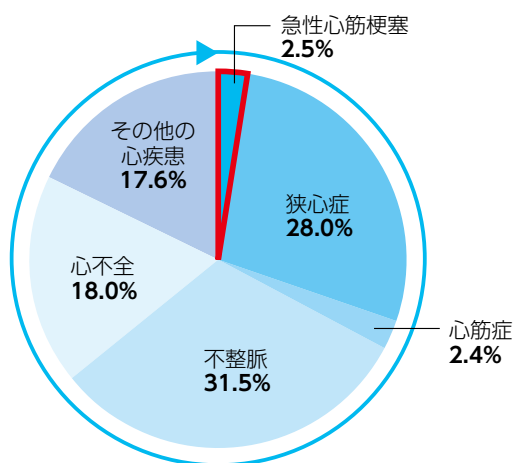
いずれか1つを選択

※糖尿病と高血圧性疾患の支払限度額は五大疾病一時金額×20%とします。

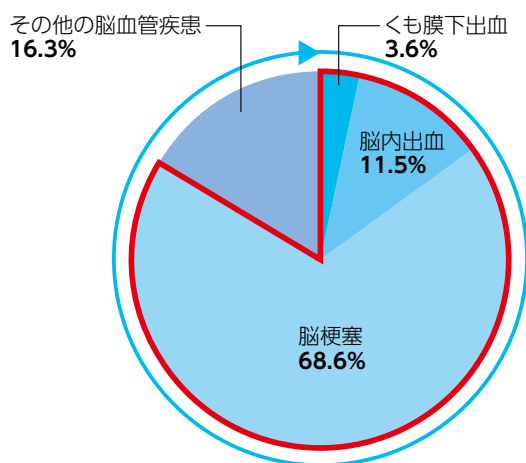


〈心疾患と脳血管疾患の補償対象が広がりました!〉

急性心筋梗塞から心疾患へ



脳卒中から脳血管疾患へ



出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

抗ガン剤治療

悪性新生物（上皮内新生物を除く）に罹患され、厚生労働省の承認を受けた約款所定の**抗ガン剤による治療**（ホルモン療法を含む）を受けた場合に保険金をお支払いします。

★保険期間中に開始した抗ガン剤治療が補償対象（600万円が限度となります）。

★抗ガン剤治療の保険金額は5万円です。



抗ガン剤治療を受けた月ごとに 1ヵ月 **10万円**

乳ガン、前立腺ガンのホルモン療法するとき 1ヵ月 **5万円**

【ご注意点】①保険期間満了後も抗ガン剤治療が継続する限り補償の対象となりますが、保険期間満了後に6ヵ月以上治療を中断した場合、再開後の治療は補償されません。
②先進医療に該当するもの、抗ガン剤以外の治療は補償の対象となりません。「抗ガン剤」についてはP138をご確認ください。

親の介護が身近に。組合員ご自身も含め、ご家族が介護状態になったときの金銭的負担に備えましょう!!

介護補償加入可能年齢 ※年齢は2023年12月1日時点の満年齢です。

- | | |
|----------------|-------------|
| ●本人・配偶者 | 新規69歳、継続89歳 |
| ●同居の親族・別居の未婚の子 | 新規69歳、継続69歳 |
| ●両親 | 新規74歳、継続89歳 |

介護一時金(要介護2以上、もしくは 要介護3以上から選択)

所定の要介護状態となり、その状態が30日を超えて継続したときに、保険金をお支払いします。(1回限り)



一時金 **100・200万円**
ケガによる死亡・後遺障害補償*最高50万円
(天災危険補償特約セット)

介護年金(要介護2以上、もしくは 要介護3以上から選択)

所定の要介護状態となり、その状態が30日を超えて継続したときに、右記保険金をお支払いします(保険金はその状態が継続する限り、一生涯お支払いします)。



年金 **60・120万円**
ケガによる死亡・後遺障害補償*最高50万円
(天災危険補償特約セット)

要介護2とは?

立ち上がりや歩行などに何らかの支援が必要となったり、物忘れが見られることがあります。

要介護3とは?

自力での立ち上がりや歩くこと入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要です。いくつかの問題行動や、理解の低下が見られることがあります。

〈お支払いイメージ(要介護2 一時金100万円、年金60万円の場合)〉

初めてお支払
事由に該当

介護一時金
100万円

支払事由に該当している限り、毎年介護年金をお支払いします。

要介護状態が続いたとき

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	...
介護年金 60万円	介護年金 60万円	介護年金 60万円	介護年金 60万円	介護年金 60万円	

一生涯

《ご注意》

●介護一時金・介護年金共通

- ①それぞれの医療オプションに新規加入、増額または要介護3以上から要介護2以上への変更を希望される場合には、加入申込票の健康状況告知をいただく必要があります。既に要介護状態にある方は新規加入・増額・要介護2以上への変更はできません。
- ②介護一時金と介護年金を両方ご加入される場合において、要介護2以上と要介護3以上を混在して加入することはできません。(ただし、被保険者毎に要介護2以上・要介護3以上を選択することは可能です。)
- ③「所定の要介護状態」についてはP139をご覧ください。 ※ケガによる死亡・後遺障害補償については、P131をあわせてご確認ください。

●介護一時金

介護一時金をお受け取りになられた方は、次年度より介護一時金の継続加入はできません。

本人・家族医療／医療オプション保険料表

加入可能年齢（本人・家族医療／介護補償を除く医療オプション）

●本人・配偶者 新規69歳、継続89歳 ●同居の親族・別居の未婚の子・同居の両親 新規69歳、継続69歳

本人・家族医療の補償

※医療オプションの女性特定疾病2倍支払セット有無を選択していただきます。

(ケガ・病気)入院日額		2,000円		4,000円		6,000円		8,000円		10,000円	
女性特定疾病2倍支払		なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	240	240	410	410	580	600	750	770	930	960
	5～9 歳	190	190	310	310	440	440	550	560	690	710
	10～14歳	190	200	300	320	420	440	530	560	660	690
	15～19歳	230	240	370	390	520	550	660	700	820	870
	20～24歳	320	370	520	620	730	870	930	1,120	1,150	1,380
	25～29歳	340	410	550	690	770	970	980	1,250	1,210	1,550
	30～34歳	380	460	610	770	850	1,090	1,080	1,410	1,330	1,740
	35～39歳	440	530	700	880	980	1,240	1,240	1,590	1,520	1,960
	40～44歳	530	630	850	1,050	1,170	1,480	1,490	1,900	1,820	2,330
	45～49歳	630	760	1,020	1,280	1,420	1,810	1,810	2,330	2,220	2,870
	50～54歳	790	950	1,280	1,600	1,790	2,260	2,280	2,910	2,790	3,580
	55～59歳	1,000	1,190	1,630	2,010	2,280	2,840	2,910	3,650	3,560	4,490
	60～64歳	1,310	1,520	2,120	2,540	2,940	3,570	3,750	4,590	4,580	5,640
	65～69歳	1,670	1,910	2,700	3,180	3,730	4,450	4,760	5,720	5,800	7,010
	70～74歳	2,270	2,560	3,750	4,330	組合員本人・配偶者で70歳以上の方は、入院日額が2,000円もしくは4,000円に移行いたします。 ※組合員本人、配偶者以外で70歳以上の方は新規・継続での加入は出来ません。					
	75～79歳	2,450	2,710	4,070	4,590						
	80～84歳	2,880	3,100	4,740	5,180						
	85～89歳	3,200	3,410	5,350	5,770						

各種医療オプション

※本人・家族医療の補償で女性特定疾病2倍支払をご選択いただいた場合は、各種医療オプションでも女性特定疾病2倍支払をご選択いただく必要があります。

傷害・疾病長期入院※		
女性特定疾病2倍支払	なし	あり
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	70 70
	5～9 歳	50 50
	10～14歳	70 70
	15～19歳	70 70
	20～24歳	70 70
	25～29歳	70 70
	30～34歳	70 70
	35～39歳	70 100
	40～44歳	100 100
	45～49歳	120 150
	50～54歳	150 180
	55～59歳	180 230
	60～64歳	230 290
	65～69歳	290 340
	70～74歳	430 510
	75～79歳	540 590
	80～84歳	540 590
	85～89歳	650 730

疾病退院後通院※		
女性特定疾病2倍支払	なし	あり
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	50 50
	5～9 歳	10 20
	10～14歳	10 10
	15～19歳	10 10
	20～24歳	20 30
	25～29歳	30 40
	30～34歳	30 50
	35～39歳	30 40
	40～44歳	40 50
	45～49歳	50 70
	50～54歳	80 110
	55～59歳	130 170
	60～64歳	210 270
	65～69歳	340 430
	70～74歳	630 760
	75～79歳	920 1,070
	80～84歳	1,080 1,210
	85～89歳	1,240 1,370

葬祭費用		
女性特定疾病2倍支払	なし	あり
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	130
	5～9 歳	20
	10～14歳	10
	15～19歳	30
	20～24歳	40
	25～29歳	40
	30～34歳	60
	35～39歳	80
	40～44歳	140
	45～49歳	240
	50～54歳	400
	55～59歳	610
	60～64歳	1,000
	65～69歳	1,650
	70～74歳	2,650
	75～79歳	4,550
	80～84歳	8,070
	85～89歳	23,210

※保険料は、保険始期日（2023年12月1日）時点での満年齢によります。
※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更となると、保険料が変更になります。

各種医療オプション

先進医療費用			五大疾病一時金				抗ガン剤治療		
月払保険料(単位・円)	年齢	金額	一時金	100万円	200万円	300万円	月払保険料(単位・円)	年齢	金額
			0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳			
0～89歳	40		30	60	90			0～4歳	60
			30	60	90			5～9歳	60
			30	60	90			10～14歳	70
			30	60	100			15～19歳	60
			50	90	140			20～24歳	60
			100	210	310			25～29歳	110
			180	360	540			30～34歳	160
			280	570	850			35～39歳	180
			440	880	1,330			40～44歳	410
			650	1,290	1,940			45～49歳	690
			840	1,670	2,510			50～54歳	930
			1,250	2,510	3,760			55～59歳	1,010
			2,210	4,420	6,630			60～64歳	1,140
			3,060	6,120	9,180			65～69歳	1,430
			3,980	7,960	11,940			70～74歳	1,750
			4,470	8,940	13,400			75～79歳	2,200
			3,500	7,000	10,510			80～84歳	1,910
			3,150	6,290	9,440			85～89歳	1,870

介護補償加入可能年齢

●本人・配偶者 新規69歳、継続89歳 ●同居の親族・別居の未婚の子 新規69歳、継続69歳 ●両親 新規74歳、継続89歳

介護一時金※						介護年金※					
コース		要介護2以上		要介護3以上		コース		要介護2以上		要介護3以上	
		100万	200万	100万	200万			60万	120万	60万	120万
月払保険料(単位・円)	0～4歳	50	50	50	50	月払保険料(単位・円)	0～4歳	190	350	160	270
	5～9歳	50	50	50	50		5～9歳	190	350	160	270
	10～14歳	50	50	50	50		10～14歳	190	350	160	270
	15～19歳	50	50	50	50		15～19歳	190	350	160	270
	20～24歳	50	50	50	50		20～24歳	190	350	160	270
	25～29歳	50	50	50	50		25～29歳	180	310	140	250
	30～34歳	50	50	50	50		30～34歳	160	290	130	220
	35～39歳	50	50	50	50		35～39歳	150	270	120	210
	40～44歳	50	50	50	50		40～44歳	140	240	120	190
	45～49歳	50	60	50	50		45～49歳	240	450	180	330
	50～54歳	60	80	60	70		50～54歳	430	810	300	570
	55～59歳	90	140	80	110		55～59歳	840	1,640	550	1,070
	60～64歳	160	280	120	200		60～64歳	1,560	3,090	970	1,890
	65～69歳	320	600	220	410		65～69歳	3,080	6,120	1,790	3,540
	70～74歳	670	1,310	450	850		70～74歳	6,050	12,060	3,350	6,650
	75～79歳	1,450	2,860	920	1,800		75～79歳	10,670	21,300	5,600	11,170
	80～84歳	3,690	7,340	2,300	4,560		80～84歳	23,250	46,460	11,780	23,520
	85～89歳	7,410	14,780	4,910	9,780		85～89歳	38,180	76,320	20,600	41,170

※介護一時金・介護年金ともにそれぞれケガによる死亡・後遺障害補償(保険金額50万円)がセットされます。ケガによる死亡・後遺障害補償については、P131をあわせて確認ください。

リリーの

ステップ 1

基本補償

- まずは、ケガなどの「基本補償」の加入内容について確認しましょう。
- すべてのプランに
 - ・日常生活賠償3億円
 - ・携行品20万円
 - ・被害事故1,000万円
 がセットされています。

詳細はP38へ

補償の対象は

家族も含めたい

家族向けコース

1年超の所得補償
(長期所得補償)も必要
ベストプラン
1～3コース

1年以内の
所得補償が必要
ベタープラン
4～6コース

所得補償は
不要！
ベーシックプラン
7～9コース

※家族向けコースの場合でも、所得補償、長期所得補償は組合員のみ補償対象となります。

※本人・家族医療に加入するには、基本補償の加入が必要です。

ステップ 2

本人・家族医療

- 病気の入院や手術に対する補償は必要ですか？

※基本補償が個人向けコースの場合、本人・家族医療も組合員ご本人のみの加入となります。

入院保険金日額を
ご家族お1人ずつ
選択できます！
2,000円～10,000円まで
5種類あります。
詳細はP40へ

おすすめ

〈全コース加入可〉

借家人賠償

補償額1,000万円または
2,000万円から選択できます。

詳細はP39へ

※医療オプションに加入するには、「本人・家族医療」への加入が必要です。

ステップ 3

医療オプション

- 病気に対するその他オプションは必要ですか？

女性に
おすすめ
女性特定疾病
2倍支払



詳細はP41へ

傷害・疾病
長期入院



詳細はP41へ

疾病退院後
通院



詳細はP41へ

葬祭費用



詳細はP41へ

加入可能

・基本補償の各コースには年齢制限があります。加入可能年齢の上限に達すると、それぞれ以下の通り自動で移行いたします。

		本人の加入可能年齢		加入コースの移行について
		新規	継続	
基本補償	ベストプラン (1～3・11～13コース)	59歳		ベストプランにご加入で60歳に方なられた方はベタープランに移行いたします。
	ベタープラン (4～6・14～16コース)	69歳		ベタープランにご加入で70歳に方なられた方はベーシックプランに移行いたします。
	ベーシックプラン (7～8・17～18コース)	制限なし		—
	ベーシックプラン (9・19コース)	69歳		ベーシックプラン9・19コースにご加入で70歳になられた方はそれぞれ8・18コースに移行いたします。

※年齢は、2023年12月1日時点での満年齢です。

加入の流れ

誰にしますか？

組合員ご本人のみ

⚠ 本人・家族医療に被保険者本人としてご加入いただける方もご本人のみになります

個人向けコース

1年超の所得補償
(長期所得補償)も必要
ベストプラン
11～13コース

1年以内の
所得補償が必要
ベタープラン
14～16コース

所得補償は
不要！
ベーシックプラン
17～19コース

基本補償オプション

〈家族向けコースのみ加入可〉

キッズ借家人賠償

補償額1,000万円または
2,000万円から
選択できます！
詳細はP39へ

〈組合員のみ加入可〉

ホールインワン・
アルバトロス費用

補償額30万円または
50万円から
選択できます！
詳細はP39へ

先進医療費用



詳細はP41へ

五大疾病一時金



詳細はP42へ

抗ガン剤治療



詳細はP42へ

介護一時金



詳細はP43へ

介護年金



詳細はP43へ

リリーフの基本補償で補償される方の範囲を確認しましょう！

※所得補償、長期所得補償は組合員のみ補償対象となります。

家族の範囲	家族向けコース	個人向けコース
本人	○	○
配偶者	○	△
同居の子ども	○	△
別居の未婚の子	○	△
別居の既婚の子	×	×
同居の両親	○	△
別居の両親	×	×
同居の親族	○	△
別居の親族	×	×

○：基本補償のすべてが対象となります。

△：日常生活賠償および被害事故補償のみ対象となります。

×：対象外となります。

Point

本人・家族医療において、本人以外が加入される場合、基本補償は家族向けコースへの加入が必要です。ただし、ご両親（同居・別居問わず）が介護オプションのみに加入される場合は、基本補償のコースは問いません！

年齢の一覧

・本人・家族医療は、2023年12月1日時点で加入可能年齢を超えた場合、補償がなくなります。

		本人・配偶者		同居の親族・別居の未婚の子		同居両親		別居両親	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
本人・家族医療								—	—
医療オプション	女性特定疾病2倍支払							—	—
	傷害・疾病長期入院							—	—
	疾病退院後通院							—	—
	葬祭費用							—	—
	先進医療費用	69歳	89歳	69歳		69歳		—	—
	五大疾病一時金							—	—
	抗ガン剤治療							—	—
	介護一時金							—	—
	介護年金					74歳	89歳	74歳	89歳

※年齢は、2023年12月1日時点での満年齢です。

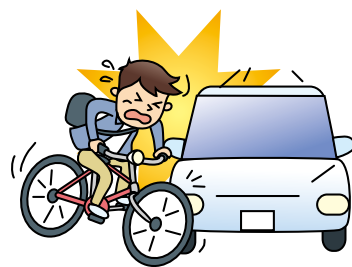
○加入申込票には、該当の被保険者は表示せずにご案内しています。特に、69歳にて補償がなくなる被保険者の方はご注意ください。

自転車条例にはリリーフの基本補償で備えましょう！

「自転車損害賠償責任保険」加入義務化は、組合員の皆さまの居住エリアの自治体においても条例改正しています。リリーフ・基本補償の「日常生活賠償」で条例に備えましょう！

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例等で自転車保険加入を義務化した自治体

施行実施年月	自治体
2019年4月	仙台市
2020年4月	東京都
2020年7月	山形県
2021年4月	宮城県
2021年7月	青森県 ^(注)
2022年4月	秋田県・福島県
2022年10月	新潟県
2023年7月	岩手県 ^(注)



※自転車保険の加入状況確認についてはリリーフの加入者証をもって証明できます。
 ※2023年5月現在（引受保険会社にて各都道府県より発信された情報より作成）
 (注) 努力義務です。

自転車事故における日常生活賠償の3つのポイント

1. 日常生活賠償で最大3億円まで補償！

自転車事故で高額な賠償を求められることがあります。3億円の補償で備えられます。

2. あんしんの示談交渉サービス付！（国内事故のみ）

相手をケガさせてしまった場合等、三井住友海上が相手方と交渉し解決にあたります。

3. 個人向けコースでも日常生活賠償は家族が補償対象に！

組合員本人に加え配偶者・同居の親族・別居の未婚のお子さまも被保険者（補償の対象者）となります。

自転車事故により判決認容額^(注)：9,521万円の判決

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

（注）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」から作成



事故の連絡方法

ご都合に合わせた **3つの請求方法** をご用意しております。

事故のご連絡には10ケタの組合員番号が必要となります。イオンカード、加入者証、利用明細書等に記載されておりますので、ご準備ください。

1 三井住友海上電力生協事故受付ダイヤルへのご連絡で保険金請求ができます

電力生協専用の事故受付ダイヤルをご用意しました!!

MS&AD 電話：0120-246-258
三井住友海上 受付時間：9:00～21:00 年中無休

2 保険金請求WEB「スマートフォン」でいつでも・どこでも簡単に事故連絡・保険金請求手続きができます

万一の事故にあわれたときは「保険金請求WEB」をご利用ください

スマートフォンで簡単にアクセス！お手続きの詳しい説明もこちらから！

ケガ、病気、携行品の事故が対象



保険金請求WEBのメリット

速い！

1回のWEB手続きでペーパーレスに事故の連絡と保険金請求ができます。

簡単！

スマートフォンで簡単にお手続きをスタート。ガイドにしたがって入力できるので簡単です。

便利！

提出書類を、スマートフォンのカメラで撮影してWEBにアップロードすることで郵送不要です。



「保険金請求WEB」でできる手続き

ケガ・病気・携行品 はWEBで簡単に**保険金請求手続き**ができます



※以下の①、②、③を満たすものが対象となります。

- ①ご本人（未成年者の場合は親権者）のお手続きであること。
- ②保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
- ③ケガの場合は治療が終了していること。

次の場合はWEB手続きで書類のダウンロード、アップロードが必要となります。請求書類はWEB画面から取り出すことができます。

- ・保険金の振込指定口座がご本人名義以外の場合は保険金請求書の作成が必要です。
- ・ケガ、病気の保険金のご請求額が30万円*を超える場合は診断書が必要です。

*ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の場合に保険金をお支払いする医療オプションの場合は10万円となります。

3 東北電力生協 保険部へのご連絡で保険金請求ができます



2023年12月1日以降に発生した事故の受付を致します。

電話：0120-715-090
受付時間：平日10:00～16:00

※2023年12月1日16時以前に発生した事故は、東日本興業にご相談ください。

① 電力生協事故受付ダイヤルでの請求方法

三井住友海上電力生協事故受付ダイヤルへ連絡
0120-246-258 (通話料無料)

オペレーターによる
事故受付



請求方法の選択



書類での保険金請求を
ご希望の場合



WEBでの保険金請求をご希望の
場合(スマホのみ)

SMS

三井住友海上から
ショートメール受信

今日 12:38
三井様 三井住友海上です。ご
連絡いただきました保険金のご
請求についてWEB手続きのご
案内です。
保険金請求の準備が整いまし
たら、次のURLからお手続きく
ださい。
お客さまの受付番号
1234567890
<https://kps.ms/va/IG/nu>
傷病2SC 担当
03-3259-8108



保険金請求書類を郵送で受け取り
(三井住友海上 ⇒ 組合員)

URLをクリック。WEB画面に受付番号10桁を
入力して「手続きを始める」をクリック。
必要書類をアップロードする。

保険金請求書類を記入。
必要書類を添付して返送
(組合員 ⇒ 三井住友海上)

WEB保険金請求
～簡単・いつでも・ペーパーレスでスピーディー～
ペーパーレスで1回の
WEB手続きで保険金のご請求まで完結しま
す。
ご利用いただける条件は次のとおりです。
①ケガをしたご本人(17歳以下の未成年者
は親権者)のお手続きであること。
②治療が終了していること。
③保険金の振込指定口座がご本人名義である
こと。 ※
※ご本人名義でない場合は、このシステムから保険金請求書をご本人
よりアップロードして提出いただくことで請求できます。

② 保険金請求 WEB での請求方法

組合員番号が不明な場合は①の電力生協事故受付ダイヤルでの請求をご利用ください。

1. スマートフォンでアクセスします。



2. トップ画面が表示されますので、下方にスクロールし、組合員番号を入力し、ログインします。



3. ケガ、病気、携行品、新型コロナのいずれの事故かを入力し、必要事項を入力します



4. ケガ、病気の保険金のご請求が30万円を超える場合は、診断書が必要となります。

①手続きの選択 ②入力 ③確認 ④完了

【書類のご提出について】

1度の病気で保険金のご請求額が30万円*以下の場合は、WEB手続きで治療状況の入力をいただくことにより診断書のご提出を省略することができます。お手元に治療の診療明細書（または治療費領収書）をご準備してください。
次の場合はWEB手続きに加え、書類のご提出が必要となります。
・保険金のご請求額が30万円*を超える場合は診断書の提出が必要です。診断書の取付費用はお客様のご負担となります。
・ご請求額が不明な場合はWEB手続きをいただいた後、診断書などが必要な場合は担当者からご案内します。
*がん・急性心筋梗塞・脳卒中のご請求でこれらの病気に特定してお支払いする保険金の特約がセットされている契約の場合は10万円となります。
*新型コロナウイルス感染症のご請求の場合、「My HER-SYS 画像の療養証明書」、または、「医療機関のPCR検査結果など新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかるもの」のご提出が必要です。

診断書の取付について教えてください。

*「My HER-SYS 画像の療養証明書」などは「診断書なし」を選択してください。



*弊社所定の診断書以外の場合は、記載内容により弊社所定の診断書をお願いすることがあります。

5. 必要事項を入力し、保険金のご請求に必要な書類をアップロードします。

①選択 ②入力画面 ③確認 ④完了

請求書類のアップロード

保険金の請求に必要な書類は次のとおりです。画像をアップロードしてください。なお下記以外の書類をお願いすることがありますので、ご了承ください。

アップロードした書類にチェックを入れてください。

- ☐ 診断書
- ☐ 健康保険証 *1
- ☐ 治療費領収書 *2
- ☐ 診療明細書 *2
- ☐ 「My HER-SYS 画像の療養証明書」など(新型コロナウイルス感染症) *3
- ☐ 2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断(陽性判明)された場合の確認書類

(注) 通院保険金を補償する契約にご加入がない場合は、通院に関する書類のアップロードは不要です。

*1 健康保険証は、被保険者番号を隠して撮影してください。

*2 入力した全ての治療について治療費領収書および診療明細書をアップロードしてください。

*3 「新型コロナウイルス感染症」ご請求の場合は、以下の表の書類をアップロードしてください。

総合医療保障プランに適用されている割引について

- 総合医療保障プランの保険金お支払い金額は、全国で126億円※を超え、万一の事故や、予期せぬ病気等への備えとして多くの組合員の皆さまにお役立ていただいております。(※2022年9月末実績)
- 総合医療保障プランの割引率は、「数多くの組合員の皆さまにご加入いただくことによるスケールメリット」および「優良な損害率(全体の保険料とお支払いした全体の保険金の割合)」を背景に、過去から大幅な割引率が適用されております。2023年度の損害率による割引率は前年と同様、40%を適用させていただきます。
- 医療費の高騰や新型コロナウイルス感染症の長期化を背景に保険金支払いが増加しており、今後も現行の損害率による割増引率を維持するため、下記「安定的な制度運営のためのお願い」について、組合員の皆さまの深いご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。
- 2023年度、総合医療保障プランでは、最大で約62%(注)と大幅な割引率が適用されます。

(注) 傷害部分(ケガの補償の部分)につきましては、団体割引30%、大口契約割引10%、損害率による割引40%が適用されています。割引前の保険料にこれらの割引を連乗して割引後の保険料を算出しており、割引後の保険料水準は、割引前の約38%水準(= (1 - 30%) × (1 - 10%) × (1 - 40%))となります。傷害以外の部分につきましては団体割引30%、損害率による割引40%が適用されており、同様の計算で割引前の42%水準となります。

安定的な制度運営のためのお願い

- 総合医療保障プランは、全国の電力生協組合員間の相互扶助の観点から、万一の事故や予期せぬ病気等への備えとして、組合員の皆さまが「低廉な保険料で大きな補償を手に入れる」ことをめざして、制度創設以来運営しています。保険料負担が少なくご加入いただける本制度に、より多くの組合員の皆さまにご加入いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 総合医療保障プランの制度メリットを維持し安定的な制度運営を継続していくために、以下の点についてご理解くださいますよう、お願いいたします。

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入ができない場合や補償内容を変更させていただくことがあります。
- 保険金をお支払いするために必要な事項(注)の確認を行うために、保険会社より、医療機関など専門機関の診断結果の照会等を行うことがあります。

(注) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

ぜひ、制度趣旨をご理解くださいますよう、お願いいたします。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。リリーフ[※]にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

※メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・取扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療	●健康・医療相談 ●医療機関総合情報提供 等
介護	●介護に関する情報提供 ●介護に関する悩み相談 等
認知症・行方不明の時の対応相談	●認知症に関する情報提供と悩み相談 ●認知症の方の行方不明時の対応に関する相談 等
暮らしの相談	●暮らしのトラブル相談 ●暮らしの税務相談
情報提供・紹介サービス	●子育て相談(12歳以下) ●暮らしの情報提供 等

- 三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療・介護に関する情報をご提供します。

※サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入時にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

※お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

※本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

※本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

リリーフQ&A

●手続きについて

Q1.. 告知は必要ですか？

A1.. ご加入いただくコースによっては必要です。「ベストプラン」「ベタープラン」「本人・家族医療」「医療オプション」へ新規にご加入の方または疾病を補償する部分について補償を拡大する場合は「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。最多4箇所ありますのでお忘れなくご記入ください。

Q2.. 勤労所得がなくなったら…

A2.. 勤労所得がなくなられた場合には、「ベストプラン」「ベタープラン」にご加入の方は「ベーシックプラン」に変更する必要がありますので、東北電力生協 保険部までご連絡ください。

Q3.. 両親のみ医療オプションの「介護一時金」「介護年金」に加入することは可能ですか？

A3.. ご両親の同居、別居問わず可能です。ただし、組合員ご本人さまに基本補償の「個人向けコース」、「家族向けコース」いずれかに加入していただく必要があります。

●補償について

◆基本補償について

Q4.. 友人から借りて使用していたデジカメを外出先で落として壊しましたが、携行品損害で補償対象になりますか？

A4.. 他人から借りたものは対象になりません。補償対象となるのは、被保険者さまが所有している身の回り品に限ります。

Q5.. 借戸室のフローリングなどを破損してしまいましたが、借家人賠償の保険金請求は退去する時でも大丈夫ですか？

A5.. 退去時ではなく破損したときに速やかに東北電力生協 保険部までご連絡ください。

Q6.. 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術は支払対象になりますか？

A6.. 捻挫・打撲・脱臼・骨折の場合にかぎり接骨院や整骨院で柔道整復師の治療（施術）を受けた場合も保険金のお支払対象となります。（骨折・脱臼にかかる柔道整復師の施術は、応急手当以外は医師の同意がないかぎり、柔道整復師法で認められていません。）

◆本人・家族医療について

Q7.. 「手術費用保険金」の「手術実費」は領収証記載の金額が支払われるのですか？

A7.. 手術日以降に負担された治療費等をお支払いします。ただし、ご加入の健康保険付加給付や高額療養費等を除きお支払いします。

Q8.. 異常妊娠による帝王切開で入院したが、補償されますか？

A8.. 「療養の給付」等の支払対象となる場合は補償されます。

Q9.. 検査入院しましたが、支払対象となりますか？

A9.. 病気の治療のため医師の指示に基づき入院した場合、対象となります。人間ドックや健康診断などによる入院で、治療のための医師の指示に基づかない場合は支払対象外となります。

●その他

Q10.. 携行品損害における外出先とは…

A10.. 被保険者の居住施設外をいいます。居住施設とは、一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内（含む専用使用権を有する庭・物置等）をいいます。

Q11.. 本人・家族医療オプションにおける「日帰り入院」とは…

A11.. 治療のために入院し、入院日と同じ日に退院したものをいいます。入院の有無は原則として医師の診断書の入院期間欄により判断します。なお、診療明細書等に入院基本料等が算出されている場合、入院したものと推定する場合があります。